

09年10月22日
日本共産党栃木県委員会

栃木県に関わるダム関連4事業の中止を求める要望書

前原誠司国土交通相は今年9日、国直轄の事業、水資源機構が事業主体となっている48のダム事業について、「今年度中に新たな段階には入らない」と述べ、用地買収や本体工事など、新規に事業を進める手続きに入らない意向を表明されました。この中には、栃木県では、鹿沼市の思川開発事業（水資源機構）と日光市の湯西川ダム（国直轄）、群馬県のハツ場ダム（国直轄）が、また栃木県に関係する事業としては、茨城県の霞ヶ浦導水事業（国直轄）が含まれています。

日本共産党はこの間、栃木県に関わるダム関連4事業問題で、国や県、関係自治体などに対し、利水や治水に役立たず、貴重な自然を破壊し、県民に負担を押しつけるこうしたムダな大型公共事業の見直し・中止を繰り返し要求してきました。いったん動き出したら止まらないといわれてきた大型公共事業に対し、国が事業の見直しに着手したことは歓迎するものです。

一方、今回の意向表明は、「新たな段階に入らない」というものであり、次の段階に移らない部分の事業は継続し、来年度の事業の進め方については、年末までに決めるということであり、今後、事業が中止になるのかどうかは、予断を許しません。

ダム建設における5つの段階（調査や地元説明 用地買収 生活再建工事 本体建設のために河川をバイパスさせる転流工工事 本体建設）に照らせば、思川開発事業は、水の流れを切り替えるための転流工工事の段階で、本体関連工事に当たる導水路着工の本年度凍結が決まった状況です。しかし、湯西川ダムは既に本体工事に着工していることから、工事が継続され、霞ヶ浦導水事業も凍結にはなりませんが、那珂川の取水口建設については、すでに着工しているという理由で工事継続となっています。

また、前原国交相の「凍結表明」に対し、関係自治体や苦渋の思いで事業を受け入れた住民のみなさんからは、戸惑いや困惑の声も出されています。

このような状況のもと、日本共産党栃木県委員会は、直ちにムダな事業の中止をもとめるとともに、国が説明責任を果たし、責任をもって住民の生活再建と地域振興に取り組むよう次の事項を申し入れるものです。

申し入れ事項

1. 4事業は直ちに中止すること

ダム建設計画をめぐっては、経済社会情勢が大きく変化し、首都圏の給水実績は縮小傾向が続いているのにも関わらず、「フルプラン」など数十年前の計画に基づく過大な水需要予測や、治水計画をたてる上で基本となる基本高水流量の過大な設定など、おおもとの問題が科学的に検証されてきませんでした。ダムの必要性そのものが問われています。こうした状況のもと、栃木県に関わる4事業について下記の理由から中止を求めます。

思川開発（南摩ダム）

利水では、栃木県分（県と鹿沼市、小山市）の参画水量は毎秒1.04トから毎秒0.82トと2割も減った上に、今現在、県による県南水道の事業計画はなく、鹿沼市では「ダム水は使わない」と市長が表明しています。県南の自治体でも既存の水利権で間に合っているなど、利水上の必要性はありません。また、治水面で南摩ダムは貯水容量5100万立方メートルうち500万立方メートルを洪水調整容量としています。しかし、ダム上流の集水面積は僅か12.4平方キロしかなく、微々たる治水効果しか得られず治水効果が下流域まで及ばないことが指摘されています。流域の必要な治水対策は、堤防の補強など必要な河川改修で進めるべきです。さらにダムの水収支も成り立たない上

に、豊かな植物、クマタカ、オオタカなど多様な鳥類の生息への影響も懸念されることから中止を求めます。

湯西川ダム

利水では、宇都宮市が日量 25,920 トン（毎秒 0.3 トン）の水道水の供給を目的に事業に参画しています。しかし、一人当たりの生活用水や生活用以外の有収水量の予測が過大であることや、現在保有している水源を過小評価しているなどの問題点が指摘されています。現有水源を正當に評価すれば、湯西川ダムの暫定水利権を除いても、合理的な予測による将来の最大需要（日量 199,500 トン）を 20 % 上回る水源（日量 240,000 トン）を保有しており、湯西川ダムによる利水は必要ありません。治水上も、五十里、川俣、川治の 3 ダムで完結していた鬼怒川治水計画に後から湯西川ダムによる治水効果を付け加えたに過ぎず、湯西川ダムによる必要性はありません。真に必要な治水対策は、鬼怒川中流域の堤防補強と河川改修です。また、自然環境の面からもダム建設により予定地にある稀少地質の赤下地区の「風穴」や溪谷の豊かな景観が失われるとともに、栃木県初の記録種であるクビワコウモリや、レッドデータブックに掲載されている猛禽類をはじめとする貴重な動植物への影響は重大です。以上の点から中止を求めます。

ハッ場ダム

ハッ場ダムについて栃木県は、佐野市、足利市、藤岡町の一部地域の治水効果分として 10 億円を負担することになっており、既に約 5 億円の負担をしています。しかし、2006 年に国土交通省が作成した利根川浸水想定区域図の浸水エリアからは足利市も佐野市も外れており、その治水の根拠も失われており、計画の中止を求めます。

霞ヶ浦導水事業

霞ヶ浦導水事業をめぐって現在、栃木・茨城両県の 8 漁協が生業の死活問題だとして導水事業の中止をもとめています。那珂川下流に取水口が建設され取水されれば、卵からふ化したばかりのアユやウグイの稚魚などの吸い込みによる資源減少、那珂川の流量低下により河口域や浅い海で育つ魚類や生物の生育環境や生態系の破壊による生産量減少により漁業関係者は深刻な打撃を受けます。さらに、那珂川と利根川という生態系の違う川の水を、霞ヶ浦をはさんで融通する計画は、自然の川のあり方を無視したものです。那珂川の生態系、環境が破壊されると専門家も指摘しており、那珂川取水で河口域全体がどのような影響を受けるのか、国交省は科学的調査も実施していません。日本一といわれる那珂川のアユ、貴重な生態系を守るために、事業の中止を求めます。

以上、目的や根拠を失うとともに、貴重な自然環境、生態系に多大な影響を与える 4 事業について直ちに中止することを求めます。

2. 国は説明責任をはたすこと

計画の中止にあたっては、なぜ中止するべきなのか、理由と根拠を国民に十分に説明することが求められます。国が持つ情報をきちんと公開し説明をつくすこと。また、地域住民や関係者の疑問や不安に答え、事業中止への理解と合意が得られるよう努力をつくすことを求めます。

3. ダム建設中止にあたって、住民の生活再建と地域振興に責任を持って取り組むこと

事業が中止された場合においても地域住民が受けた困難を償うなどの観点から、国や関係自治体などが地域振興のための協議会をつくり、住民の生活再建支援や地域振興を義務づける法律の制定を求めます。

生活再建や地域振興にあたっては、何よりも地域住民の願いや要望を十分に汲み取り、粘り強くすすめることを求めます。

以上